

## 人権擁護に関するパネル展示

法務局・人権擁護委員の紹介に関する展示を行いますので、ぜひご覧ください。

期間 4月10日(月)～28日(金)

場所 市役所2階 市民交流ロビー

## 第1回阿南市 人権教育・啓発市民講座

日時 4月18日(火) 14:00～15:30

場所 文化会館2階 研修室

演題 「20年の活動を通して見えてきたこと」

講師 北朝鮮による日本人拉致問題の解決を目指す  
徳島ネットワーク(救う会徳島)  
代表 陶久敏郎さん

※入場無料、申込不要 ※手話通訳あり

## 阿南市における人権教育および 人権啓発に係る調査および 研究に関する活動費補助金について

同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決のために行う人権教育・啓発に係る調査・研究活動に対し補助をすることにより、市民が自ら学び、差別をなくす実践につながることを目的とします。補助金の交付対象、申請方法、補助対象経費、補助金額等についてはお問い合わせください。

申請期間 4月3日(月)～5月2日(火)

問い合わせ 人権・男女共同参画課 ☎22-3094

## 水道課からのお知らせ

### 水道料金等に関する業務の民間委託

本市では、サービスの向上と経営の効率化を図るため、4月1日からこれまでの水道料金等に関する業務に加え、給水装置承認申請など給水装置工事に関する窓口業務を民間の専門業者に委託します。

#### 【委託先の主たる事務所の所在地および名称】

愛媛県松山市一番町1丁目15番2号 松山一番町ビル  
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 中・四国支店

#### 【委託する期間】

令和5年4月1日～令和10年3月31日

#### 【委託する主な業務】

- 水道料金お客様センター窓口、電話での水道の使用開始や使用中止届出等の受付・窓口業務
- 水道メーターの検針業務
- 水道料金等の調定・更正業務
- 水道料金等の料金請求および収納業務
- 水道料金等の還付・充当業務
- 督促状、催告書等の作成・発送および滞納整理業務(給水停止および解除を含む)
- 水道の開閉栓業務
- 量水器管理等業務
- 給水装置工事関連業務(窓口業務)
- その他

#### 【水道料金お客様センターの営業時間】

◎営業時間は月曜日から金曜日までの8:30～17:15(土、日、祝日および12月29日～1月3日を除く)となります。  
※開閉栓の手続きは、インターネットでの手続きもできますので、ぜひご利用ください。市ホームページからお申し込みできます。

### 水道メーターの交換

水道メーターは、正確な計量・検針ができるよう計量法により有効期間が8年と定められています。そのため、検定有効期間満了を迎える前に交換作業を毎年実施しています。ご協力をお願いします。

**取替予定地区** 富岡地区、宝田町、上中町、長生町、大野地区、加茂谷地区、桑野地区、見能林地区、椿地区、橘町、羽ノ浦町

**取替予定期間** 5月～令和6年2月

※取替する際は、取替業者から各戸に事前に通知します。

### 水道メーターの検針

毎月、水道をご使用中の皆さまのご家庭や事業所等にお伺いして、水道メーターの検針を行っています。スムーズな検針が行えるよう、次の事項についてご協力をお願いします。

- ▶水道メーターは、いつも見やすくしておいてください。
- ▶メーターボックスの上に物を置かないようにしてください。
- ▶メーターボックスの上に車など駐車しないようにしてください。
- ▶犬は放し飼いにせず、出入口やメーターボックスから離れた場所につないでおいてください。
- ▶家屋等の増改築時、メーターボックスが屋内や見えにくい位置にならないよう気をつけてください。(水道メーターの移設等にかかる費用は、お客さまのご負担となります。)

### 水道料金の納期内納付にご協力ください

水道事業は地方公営企業法により「独立採算制」を基本原則として運営するよう定められており、「水源から家庭までお届けする費用」は市民の皆さまからの水道料金でまかわれています。

### 水道料金のお支払いは口座振替がとて便利!

水道料金のお支払いは口座振替をご利用ください。手続きは市内の金融機関でお申し込みできます。

問い合わせ 阿南市水道料金お客様センター ☎22-0587